

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり:1、該当なし:0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
土地立入の許可	土地収用法第 1 1 条第 1 項	10	実施方策検討	→	→						財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
障害物伐除又は土地試験等の許可	土地収用法第 1 4 条第 1 項	0	実施方策検討	→	→						
土地の形質変更の許可	土地収用法第 2 8 条の 3 第 1 項	0	実施方策検討	→	→						
事業の廃止又は変更の届出	土地収用法第 3 0 条第 1 項	0	実施方策検討	→	→						
土地等の取得完了の届出	土地収用法第 3 0 条の 2（第 3 0 条第 1 項準用）	100	実施方策検討	→	→						
収用又は使用の手続開始の申立書の提出	土地収用法第 3 4 条の 2 第 1 項	10	実施方策検討	→	→						1．財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。 2．公告・縦覧を予定しており申請書類は一括受理が適当であるため、部分的オンライン化は困難である。
工作物新築等の承認	土地収用法第 8 9 条第 1 項	0	実施方策検討	→	→						財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
土地等の形質変更の許可	土地収用法第 1 3 8 条（第 2 8 条の 3 第 1 項準用）	0	実施方策検討	→	→						
事業の廃止又は変更の届出	土地収用法第 1 3 8 条（第 3 0 条第 1 項準用）	0	実施方策検討	→	→						
権利等の取得完了の届出	土地収用法第 1 3 8 条（第 3 0 条の 2 準用）	0	実施方策検討	→	→						
収用又は使用の手続開始の申立書の提出	土地収用法第 1 3 8 条（第 3 4 条の 2 第 1 項準用）	0	実施方策検討	→	→						
工作物新築等の承認	土地収用法第 1 3 8 条（第 8 9 条準用）	0	実施方策検討	→	→						
第二種事業の届出	環境影響評価法第 4 条第 1 項	年間数件程度	実施方策検討	→	実施方策提示						環境省等関係省庁と調整中
事業内容を変更して再度第二種事業の判定を受けるための届出	環境影響評価法第 4 条第 4 項	年間数件程度	実施方策検討	→	実施方策提示						環境省等関係省庁と調整中
事業内容を修正する場合において第二種事業の判定を受けるための届出	環境影響評価法第 2 9 条第 1 項	年間数件程度	実施方策検討	→	実施方策提示						環境省等関係省庁と調整中
事業者からの第二種事業に係る届出及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第 4 条第 1 項と第 4 条第 3 項	0	実施方策検討	→	実施方策の提示						環境省等関係省庁と調整中

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
事業者からの変更後の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第 4 条第 4 項	0	実施方策検討	→	実施方策の提示						環境省等関係省庁と調整中
第二種事業について、判定によらずアセスを行うことにした旨の通知の受理	環境影響評価法第 4 条第 6 項	0	実施方策検討	→	実施方策の提示						環境省等関係省庁と調整中
評価書の受理及び評価書について意見の提出	環境影響評価法第22条第 1 項及び第24条	0	実施方策検討	→	→						大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、15年度末までのオンライン化は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備の進行状況による。
補正後の評価書又は補正なき場合の通知の受理	環境影響評価法第25条第 3 項	0	実施方策検討	→	→						大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、15年度末までのオンライン化は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備の進行状況による。
事業内容修正の場合の第二種事業に係る届出の受理及びアセス実施の必要性の有無の通知	環境影響評価法第29条第 1 項	0	実施方策検討	→	実施方策の提示						環境省等関係省庁と調整中
事業内容の廃止・修正後、アセスの必要がなくなった旨の通知の受理	環境影響評価法第30条第 1 項	0	実施方策検討	→	実施方策の提示						環境省等関係省庁と調整中
建設業の許可	建設業法第 3 条第 1 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
建設業の更新の許可	建設業法第 3 条第 3 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
商号等、営業所の所在地等、資本金額、役員・支配人の氏名等の変更の届出(一般建設業)	建設業法第 1 1 条第 1 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
貸借対照表、損益計算書等の営業年度ごとの提出(一般建設業)	建設業法第 1 1 条第 2 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
使用人数等の変更の届出(一般建設業)	建設業法第 1 1 条第 3 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
経営業務の管理責任者等の変更の届出(一般建設業)	建設業法第 1 1 条第 4 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
経営業務の管理責任者、専任の技術者等の要件欠如、及び不許可要件に該当した時の届出(一般建設業)	建設業法第 1 1 条第 5 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
建設業者の廃業等の届出 (一般建設業)	建設業法第 1 2 条		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
商号等、営業所の所在地等、資本金額、役員・支配人の氏名等の変更の届出(特定建設業)	建設業法第 1 7 条(建設業法第 1 1 条第 1 項準用)		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
貸借対照表、損益計算書等の営業年度ごとの提出(特定建設業)	建設業法第 1 7 条(建設業法第 1 1 条第 2 項準用)		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
使用人数等の変更の届出(特定建設業)	建設業法第 1 7 条(建設業法第 1 1 条第 3 項準用)		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
経營業務の管理責任者等の変更の届出(特定建設業)	建設業法第 1 7 条(建設業法第 1 1 条第 4 項準用)		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
経營業務の管理責任者、専任の技術者等の要件欠如、及び不許可要件に該当した時の届出(特定建設業)	建設業法第 1 7 条(建設業法第 1 1 条第 5 項準用)		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
建設業者の廃業等の届出(特定建設業)	建設業法第 1 7 条(建設業法第 1 2 条準用)		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
経營業務管理責任者等の氏名の変更等の届出	建設業法施行規則第 7 条の 2		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
支配人等の新任の届出	建設業法施行規則第 8 条		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
経営事項審査	建設業法第 2 7 条の 2 第 1 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
経営事項審査の再審査の申立	建設業法第 2 7 条の 2 第 8 条		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		標準仕様の提示
建設機械に対する打刻・検認	建設機械抵当法第 4 条第 1 項	3 ～ 4	実施方策検討	→	実施方策提示						標準仕様の提示
宅地建物取引業の免許(經由事務)	宅地建物取引業法第 3 条第 1 項	140	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	1	1	住民票の省略(住基システムにより代替)	0		事務処理要領を示す
宅地建物取引業の更新免許(經由事務)	宅地建物取引業法第 3 条第 3 項	670	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	1	1	住民票の省略(住基システムにより代替)	0		事務処理要領を示す
免許申請事項の変更の届出(1) 商号変更 (2) 役員等の氏名等(經由事務)	宅地建物取引業法第 9 条	5,700	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	1	1	住民票の省略(住基システムにより代替)	0		事務処理要領を示す

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
廃業等の届出 (1) 死亡 (2) 合併による法人消滅 (3) 破産 (4) その他法人解散 (5) 廃業 (経由事務)	宅地建物取引業法第 1 1 条	60	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	0	0		0		事務処理要領を示す
業務を行う場所の届出 (経由事務)	宅地建物取引業法第 5 0 条第 2 項	8,900	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	0	0		0		事務処理要領を示す
不動産特定共同事業の許可の経由事務	不動産特定共同事業法第 3 条第 1 項	15	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	0	0		0		事務処理要領を示す
不動産特定共同事業の変更の許可の経由事務	不動産特定共同事業法第 8 条第 1 項	0	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	0	0		0		事務処理要領を示す
不動産特定共同事業の業務の種別の変更等の認可の経由事務	不動産特定共同事業法第 9 条第 1 項	1	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	0	0		0		事務処理要領を示す
不動産特定共同事業の事務所の追加設置の認可の経由事務	不動産特定共同事業法第 9 条第 2 項	2	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	0	0		0		事務処理要領を示す
不動産特定共同事業の許可内容の変更の届出の経由事務	不動産特定共同事業法第 1 0 条	100	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	0	0		0		事務処理要領を示す
不動産特定共同事業の廃業等の届出の経由事務	不動産特定共同事業法第 1 1 条第 1 項	0	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	0	0		0		事務処理要領を示す
積立式宅地建物販売業の許可(経由事務)	積立式宅地建物販売業法第 3 条第 1 項	0	実施方策検討	→	→	1	1	住民票の省略(住基システムにより代替)	0		今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
許可申請事項変更の届出(経由事務)	積立式宅地建物販売業法第 1 0 条第 1 項	0	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	1	1	住民票の省略(住基システムにより代替)	0		事務処理要領を示す
積立式宅地建物販売契約約款変更の届出(経由事務)	積立式宅地建物販売業法第 1 0 条第 2 項	0	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	0	0		0		事務処理要領を示す
廃業等の届出(経由事務)	積立式宅地建物販売業法第 1 1 条第 1 項	0	実施方策検討	実施方策検討 都道府県との調整	実施方策提示	0	0		0		事務処理要領を示す
造成宅地等に関する権利の処分についての承認	新住宅市街地開発法第 32 条第 1 項	2000	実施方策検討	→	実施方策提示						具体的実施方策提示に向けて検討中。
標識の移転又は除却の承諾	新住宅市街地開発法第 34 条第 4 項	0	実施方策検討	→	→						実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討
開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分についての承認申請の手続	新都市基盤整備法第 51 条第 1 項	0	実施方策検討	→	→						法制定後実績なし。今後の申請も当面想定されないため、今後の動向を踏まえ検討

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
宅地開発事業計画の認定の申請	大都市地域における優良宅地開発の促進における緊急措置法第 3 条第 1 項	5		実施方策検討	実施方策提示	1	2	住民票(住基ネットによる代替)、商業登記簿謄本の省略	0		実施方策の提示は、事務処理フロー等検討の上、示す予定
宅地開発事業計画の変更の認定の申請	大都市地域における優良宅地開発の促進における緊急措置法第 7 条第 1 項	-		実施方策検討	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等検討の上、示す予定
港湾調査	港湾調査規則<統計法>	70,000	実施方策検討	→	モデル事業の実施	0	0		0		港湾 E D I システムを活用した統計情報の収集
建築着工統計調査	建築動態統計調査規則	1,000,000		実施方策検討	実施方策提示	0	0		0		モデル事業を実施しその結果を提示する
建築物等実態調査	建築物等実態調査要綱	2,000		実施方策検討	実施方策提示	0	0		0		モデル事業を実施しその結果を提示する
建築物滅失統計調査	建築物等実態調査要綱	500,000		実施方策検討	実施方策提示	0	0		0		モデル事業を実施しその結果を提示する
建設工事施工統計調査	建設工事統計調査規則	110,000		実施方策検討	実施方策提示	0	0		0		モデル事業を実施しその結果を提示する
建設工事受注動態統計調査(大手50社以外)	建設工事統計調査規則	400,000		実施方策検討	実施方策提示	0	0		0		モデル事業を実施しその結果を提示する
住宅用地完成面積調査	住宅用地完成面積調査要綱	80,000		実施方策検討	実施方策提示	0	0		0		モデル事業を実施しその結果を提示する
不動産鑑定士試験第 1 次試験	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	160	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0		0		国として標準仕様を提示する予定。
不動産鑑定士試験第 2 次試験	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	3700	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	戸籍抄本の省略(住基ネットにより代替)	0		国として標準仕様を提示する予定。
不動産鑑定士試験第 3 次試験	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	660	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	戸籍抄本の省略(住基ネットにより代替)	0		国として標準仕様を提示する予定。
実務補習機関の認定	不動産の鑑定評価に関する法律第10条第2項	0	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0		0		国として標準仕様を提示する予定。
不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録	不動産の鑑定評価に関する法律第17条第1項	490	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	2	住民票及び戸籍抄本の省略(住基ネットにより代替)	0		国として標準仕様を提示する予定。
不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の変更の登録	不動産の鑑定評価に関する法律第18条	590	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	2	住民票及び戸籍抄本の省略(住基ネットにより代替)	0		国として標準仕様を提示する予定。
不動産鑑定士等の死亡等の届出	不動産の鑑定評価に関する法律第19条第2項	30	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0		0		国として標準仕様を提示する予定。
不動産鑑定士等の登録の消除	不動産の鑑定評価に関する法律第20条第2項	5	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0		0		国として標準仕様を提示する予定。

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令・根拠規定	年間平均申請件数	～ 13年度	14年度	15年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
不動産鑑定士業者の登録	不動産の鑑定評価に関する法律第23条第1項	2	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	2	住民票の省略(住基ネットにより代替)・定款又は寄付行為の省略(登記情報システムにより代替)	0		国として標準仕様の提示する予定。
不動産鑑定業者の更新の登録	不動産の鑑定評価に関する法律第23条第1項	10	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	2	住民票の省略(住基ネットにより代替)・定款又は寄付行為の省略(登記情報システムにより代替)	0		国として標準仕様の提示する予定。
不動産鑑定業者の登録換えの登録	不動産の鑑定評価に関する法律第26条第2項	10	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	2	住民票の省略(住基ネットにより代替)・定款又は寄付行為の省略(登記情報システムにより代替)	0		国として標準仕様の提示する予定。
不動産鑑定業者の変更の登録	不動産の鑑定評価に関する法律第27条第3項	120	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	住民票の省略(住基ネットにより代替)	0		国として標準仕様の提示する予定。
不動産鑑定業者の廃業等の届出	不動産の鑑定評価に関する法律第29条第2項	2	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0		0		国として標準仕様の提示する予定。
実務補習に関する報告	不動産の鑑定評価に関する法律第10条第3項	1	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0		0		国として標準仕様の提示する予定。
造成敷地等に関する権利の処分の承認	流通業務市街地の整備に関する法律第38条第1項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、システム(汎用受付システム)の利用方法等を示す予定
標識の移転等の承諾	流通業務市街地の整備に関する法律第39条第4項			実施方策検討	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、システム(汎用受付システム)の利用方法等を示す予定
土地の形質の変更等についての承認	都市再開発法第66条第8項			実施方策検討	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、システム(汎用受付システム)の利用方法等を示す予定
建築行為等の許可	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第67条第1項			実施方策検討	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、システム(汎用受付システム)の利用方法等を示す予定
河川台帳の閲覧の請求	河川法第12条第4項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	河川法第20条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
洪水時等における緊急措置による損失の補償	河川法第22条第6項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	住民票の写しの省略(公的個人認証サービスの使用)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
流水の占用の許可	河川法第23条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
土地の占用の許可	河川法第24条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
土石等の採取の許可	河川法第25条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 13年度	14年度	15年度	手続の見直し		内容	オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数		該当の有無	内 容	
工作物の新築等の許可	河川法第26条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
土地の掘削等の許可	河川法第27条第1項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
許可工作物の完成検査	河川法第30条第1項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
許可工作物の完成前の一部使用の承認	河川法第30条第2項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
許可工作物の用途廃止の届出	河川法第31条第1項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
許可に基づく地位の承継の届出	河川法第33条第3項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
権利の譲渡の承認	河川法第34条第1項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
水利使用の申請があった場合の通知に対する意見の申し出	河川法第39条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
水利使用に係る損失の補償の協議が成立しない場合の裁定の申請	河川法第42条第2項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
ダムの操作規程の承認	河川法第47条第1項前段		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
ダムの操作規程の変更の承認	河川法第47条第1項後段		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
ダムの操作に関する記録の提出	河川法第49条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
ダム管理主任技術者選任の届出	河川法第50条第2項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
渇水時における水利使用の特例の承認	河川法第53条の2第1項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
渇水時における特例の水利使用を行わなくなった旨の届出	河川法第53条の2第2項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
河川保全区域における行為の許可	河川法第55条第1項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
河川保全区域における行為の許可に係る地位の承継の届出	河川法第55条第2項(第33条第3項準用)		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
河川予定地における行為の許可	河川法第57条第1項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
河川予定地における行為の許可に係る地位の承継の届出	河川法第 5 7 条第 3 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
河川保全立体区域における行為の許可の申請	河川法第 5 8 条の 4 第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
河川保全立体区域における行為の許可に係る地位の承継の届出	河川法第 5 8 条の 4 第 2 項(第 3 3 条第 3 項準用)		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
河川予定立体区域における行為の許可の申請	河川法第 5 8 条の 6 第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
河川予定立体区域における行為の許可に係る地位の承継の届出	河川法第 5 8 条の 6 第 3 項(第 3 3 条第 3 項準用)		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
経過措置により許可を受けたものとみなされる者の届出	河川法第 8 8 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
一級河川における竹木の流送の許可	河川法施行令 1 6 条の 3 第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
汚水の排出の届出	河川法施行令 1 6 条の 5 第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
汚水排出届出事項の変更の届出	河川法施行令 1 6 条の 5 第 2 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
汚水排出の廃止の届出	河川法施行令 1 6 条の 5 第 2 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	河川法施行令第 1 6 条の 8 第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
許可に基づく地位の承継の届出	河川法施行令第 1 6 条の 9 第 3 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
一級河川又は二級河川の指定の際現に汚水の排出を行っている者の届出	河川法施行令第 1 6 条の 1 0 第 2 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
工作物の返還	河川法河川法施行令第 3 9 条の 7		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
公有水面埋立の免許	公有水面埋立法第 2 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
出願事項の変更の許可	公有水面埋立法第 1 3 条の 2 第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
免許を受けた者による他人の土地に対する立入又は一時使用の許可	公有水面埋立法第 1 4 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
免許を受けた者による他人の土地に対する立入又は一時使用の許可	公有水面埋立法第 1 4 条第 4 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
埋立権の譲渡の許可	公有水面埋立法第 1 6 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
権利承継の届出	公有水面埋立法第 2 0 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
竣工認可	公有水面埋立法第 2 2 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
失効した免許の効力復活処分(宥恕)	公有水面埋立法第 3 4 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
免許を受けた者に対する原状回復義務の免除	公有水面埋立法第 3 5 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
免許を受けていない者に対する原状回復義務の免除	公有水面埋立法第 3 6 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
埋立出願名義変更の届出	公有水面埋立法施行令第 1 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
相続による出願承継の届出	公有水面埋立法施行令第 1 条第 2 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
会社成立、合併による出願承継の届出	公有水面埋立法施行令第 1 条第 4 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
会社分割による出願承継の届出	公有水面埋立法施行令第 1 条第 5 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
埋立地の価格認定(公有水面埋立法施行令第 1 6 条第 2 項)	公有水面埋立法施行令第 1 6 条第 2 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
埋立地の利用方法変更(公有水面埋立法施行令第 1 7 条第 3 項)	公有水面埋立法施行令第 1 7 条第 3 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
工事設計の認可	運河法第 2 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
工事の着手又は竣工の期限の延長	運河法第 2 条第 2 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
工事の着手又は竣工届出	運河法第 2 条第 3 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
開設費算書の提出	運河法第 2 条第 4 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
答弁書の提出	運河法第 4 条第 2 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
運送開始の許可	運河法第 6 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し		内容	オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数		該当の有無	内 容	
運河使用規程の認可	運河法第 7 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
全部又は一部の通航停止の許可	運河法第 7 条第 3 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
運河及び附属物件の譲渡、担保の許可	運河法第 1 0 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
工事設計の認可申請の期限の延長の許可	運河法施行規則第 1 3 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
海岸管理者以外の者の施行する工事の承認	海岸法第 1 3 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
採取計画の認可	砂利採取法第 1 6 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
採取計画の変更の認可	砂利採取法第 2 0 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
採取計画認可の届出事項の軽微な変更の届出	砂利採取法第 2 0 条第 2 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
採取計画認可時の届出事項の変更の届出	砂利採取法第 2 0 条第 3 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
砂利採取の廃止の届出	砂利採取法第 2 4 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	提出部数の削減(正本のみを提出)			オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
聴聞に関する手続への参加許可	砂利採取法第38条第3項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
砂防指定地内の一定の行為の許可	砂防法第 4 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事の承認	地すべり等防止法第 1 1 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
地すべり防止区域内における行為の許可	地すべり等防止法第 1 8 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
ばた山崩壊防止区域内における行為の許可	地すべり等防止法第 4 2 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				オンライン化実施、運用にあたっての留意事項等の提示等を行う予定。
工事施行の認可に係る都道府県知事の経由	軌道法施行令第 5 条第 1 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示すと共に、システムについては霞が関WANとL GWANの活用等を参考例として示し、各地方公共団体に委ねる旨通知。
工事施行の認可に係る占用面積図の提出	軌道法施行令第 5 条第 1 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示しシステムについては各地方公共団体に委ねる予定。
線路又は工事方法書記載事項の軽微な変更の届出	軌道法施行令第 6 条第 1 項ただし書	100	実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示しシステムについては各地方公共団体に委ねる予定。

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し		内容	オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数		該当の有無	内 容	
線路又は工事方法書記載事項変更認可に係る都道府県知事の経由	軌道法施行令第 6 条第 2 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示すと共に、システムについては霞が関 WAN と L GWAN の活用等を参考例として示し、各地方公共団体に委ねる旨通知。
線路又は工事方法書記載事項変更認可に係る占用面積図の提出	軌道法施行令第 6 条第 2 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示しシステムについては各地方公共団体に委ねる予定。
線路又は工事方法書の記載事項の変更の認可で都道府県知事が行うもの	軌道法施行令第 6 条第 2 項ただし書	100	実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示しシステムについては各地方公共団体に委ねる予定。
工事施行申請期間の伸長に係る都道府県知事の経由	軌道法施行令第 7 条の 2		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示すと共に、システムについては霞が関 WAN と L GWAN の活用等を参考例として示し、各地方公共団体に委ねる旨通知。
工事着手又はしゅん工の届出	軌道法施行令第 8 条第 1 項	3	実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示しシステムについては各地方公共団体に委ねる予定。
工事着手、しゅん工期の伸長に係る都道府県知事の経由	軌道法施行令第 8 条第 3 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示すと共に、システムについては霞が関 WAN と L GWAN の活用等を参考例として示し、各地方公共団体に委ねる旨通知。
既認可又は既確認車両の購入の認可	軌道法施行規則第 1 3 条の 2 第 3 項	5	実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示しシステムについては各地方公共団体に委ねる予定。
車両の設計の変更の認可	軌道法施行規則第 1 3 条の 3 第 1 項本文	5	実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示しシステムについては各地方公共団体に委ねる予定。
車両の設計の変更の届出	軌道法施行規則第 1 3 条の 3 第 1 項ただし書	5	実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示しシステムについては各地方公共団体に委ねる予定。
鉄道線路を道路に敷設することの許可に係る都道府県知事の経由	鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令第 1 条第 1 項	20	実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示すと共に、システムについては霞が関 WAN と L GWAN の活用等を参考例として示し、各地方公共団体に委ねる旨通知。
立体交差化計画又は構造改良計画の提出に係る都道府県知事の経由	踏切道改良促進法第 4 条第 7 項	20	実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示すと共に、システムについては霞が関 WAN と L GWAN の活用等を参考例として示し、各地方公共団体に委ねる旨通知。
立体交差化計画又は構造改良計画の変更計画の提出に係る都道府県知事の経由	踏切道改良促進法第 4 条第 7 項	0	実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		実施方策の提示は、事務処理フロー等を示すと共に、システムについては霞が関 WAN と L GWAN の活用等を参考例として示し、各地方公共団体に委ねる旨通知。
道路管理者以外の者の行う工事の承認	道路法第 2 4 条		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
道路の占用許可(企業占用)	道路法第 3 2 条第 1 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		H 1 3 . 2 に電子化要請済み。 実現に資するよう、システム等の各地方公共団体共通のものを示す予定

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 13年度	14年度	15年度	手続の見直し		オンライン化条件整備前倒し等	備考
						該当の有無	該当件数	内容	
(一般占用)			実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
道路の占用変更許可 (企業占用)	道路法第32条第3項		実施方策検討	実施方策提示		0	0		H13.2に電子化要請済み。 実現に資するよう、システム等の各地方公共団体共通のものを示す予定
(一般占用)			実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
道路等と自動車専用道路との連結又は交差に関する許可	道路法第48条の4第1項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
道路予定区域の土地の形質変更等許可	道路法第91条第1項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
道路予定区域の占用許可 (企業占用)	道路法第91条第2項 (第32条第1項準用)		実施方策検討	実施方策提示		0	0		H13.2に電子化要請済み。 実現に資するよう、システム等の各地方公共団体共通のものを示す予定
(一般占用)			実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
道路予定区域の占用変更許可 (企業占用)	道路法第91条第2項 (第32条第3項準用)		実施方策検討	実施方策提示		0	0		H13.2に電子化要請済み。 実現に資するよう、システム等の各地方公共団体共通のものを示す予定
(一般占用)			実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
共同溝の占用許可	共同溝の整備等に関する特別措置法第12条第1項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
共同溝占用許可に基づく権利・義務の譲渡に関する認可	共同溝の整備等に関する特別措置法第17条		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
共同溝に公益物件を敷設する場合の事前届出	共同溝の整備等に関する特別措置法第18条第1項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
占用予定者の地位の承継の届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第6条第2項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条第1項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
増設に関する占用予定者の地位の承継の届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第8条第3項(第6条第2項準用)		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第11条第1項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
電線共同溝の占用に係る変更の許可	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 1 2 条第 1 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
許可に基づく地位の承継の届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 1 4 条第 2 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
許可に基づく権利の全部又は一部譲渡の承認	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 1 5 条第 1 項		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
電線共同溝敷設と工事の届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第 7 条第 2 項第 1 号		実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		システム(汎用受付システムを利用)等の各地方公共団体共通のものを示す予定
特殊車両の通行の許可	道路法第 47 条の 2		実施方策検討	実施方策提示		1	1	オンライン申請に伴う提出部数の見直し 2 部 → 1 部	0		特車システム活用手引提示
建築基準適合判定資格者検定の受験申込	建築基準法第 5 条第 1 項	300	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		経由事務 申請者以外が発行又は証明する添付書類等(一級建築士の免許証等)についてオンライン化が可能となった後、順次実施予定 システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
建築除去の際の届出	建築基準法第 15 条第 1 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		経由事務 システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
建築基準適合判定資格者の登録	建築基準法第 7 7 条の 5 8	320	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	戸籍謄抄本を住基ネット、市町村等が発行する証明書又は登記事項証明書により代替	0		経由事務 申請者以外が発行又は証明する添付書類等についてオンライン化が可能となった後、順次実施予定 システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
建築基準適合判定資格者の変更登録	建築基準法第 7 7 条の 6 0	150	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	戸籍謄抄本を住基ネット、市町村等が発行する証明書又は登記事項証明書により代替	0		経由事務 申請者以外が発行又は証明する添付書類等についてオンライン化が可能となった後、順次実施予定 システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 13年度	14年度	15年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
建築基準適合判定資格者の死亡等の届出	建築基準法第77条の6 1	5	実施方策検討	→	標準仕様の提示	1	1	戸籍謄抄本を住基ネット、市町村等が発行する証明書又は登記事項証明書により代替	0		經由事務 申請者以外が発行又は証明する添付書類等についてオンライン化が可能となった後、順次実施予定 システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
建築基準適合判定資格者の登録削除	建築基準法第77条の6 2 第1項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		經由事務 オンライン化一部実施(オンライン化前に交付された登録証の返却はオンライン化できないため) システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
建築基準適合判定資格者の登録証の再交付	建築基準法第77条の6 4		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		經由事務 オンライン化一部実施(オンライン化前に交付された登録証の返却はオンライン化できないため) システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
一級建築士の登録に関する手続	建築士法第5条	7,000	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		經由事務 申請者以外が発行又は証明する添付書類等(戸籍謄抄本等)についてオンライン化が可能となった後、順次実施予定 システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
一級建築士の住所等の届出関連手続	建築士法第5条の2 第1項	7,000	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		經由事務 システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
一級建築士の登録事項変更に関する手続	建築士法第11条	100	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		經由事務 申請者以外が発行又は証明する添付書類等(戸籍謄抄本等)についてオンライン化が可能となった後、順次実施予定
一級建築士の住所等の届出の変更に関する手続	建築士法第5条の2 第2項	100	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		經由事務 システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況(該当あり: 1、該当なし: 0)

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～ 1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
一級建築士の登録抹消、免許取消に関する手続	建築士法第 9 条	50	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		經由事務 オンライン化一部実施(オンライン化前に交付された免許証の返却はオンライン化できないため) システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
一級建築士免許の再交付に関する手続	建築士法第 1 1 条、建築士法施行規則第 5 条	50	実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		經由事務 オンライン化一部実施(オンライン化前に交付された免許証の返却はオンライン化できないため) システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
一級建築士免許の死亡の届出	建築士法第 1 1 条、建築士法施行規則第 6 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		經由事務 オンライン化一部実施(オンライン化前に交付された免許証の返却はオンライン化できないため) システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
一級建築士試験関係手続	建築士法第 1 3 条		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0			0		經由事務 申請者以外が発行又は証明する添付書類等(卒業証明書等)についてオンライン化が可能になった後、順次実施予定。 システム構築の際の基本的要件、共通フォーマット形式、事務処理・データ保管・情報公開等の標準的な処理手順、不正アクセスへのセキュリティ対策等について標準的な仕様を提示
運輸開始の認可	軌道法第 1 0 条	1	実施方策検討	→	実施方策提示	0	0		0		
運輸開始前又は開始後のしゅん工検査	軌道法施行規則第 1 3 条	5	実施方策検討	実施方策提示		0	0		0		
臨時運行の許可	道路運送車両法第 3 4 条第 2 項	1,500,000	実施方策検討	→	→						自賠責保険の確認、臨時運行許可番号標の交付等が必要であり早期オンライン化は困難
国が行う埋立の承認申請事項を記載した書面等の縦覧	公有水面埋立法第 4 2 条第 3 項		実施方策検討	→	標準仕様の提示	0	0				システム構築の際の標準的な仕様(プロトタイプ)を提示
評価書の受理及び評価書について意見の提出(公有水面埋立)	環境影響評価法第22条第 1 項及び第24条		実施方策検討	→	→						大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、当面オンライン化の実施は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備状況による。

地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化条件整備計画(第一号法定受託事務)

見直し状況（該当あり：１、該当なし：０）											
手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	～１３年度	１４年度	１５年度	手続の見直し			オンライン化条件整備前倒し等		備 考
						該当の有無	該当件数	内 容	該当の有無	内 容	
補正後の評価書又は補正なき場合の通知の受理（公有水面埋立）	環境影響評価法第25条第３項		実施方策検討	→	→						大量の図や表を含み、申請書本体と添付書類との区別がつかない性格の書面であるため、当面オンライン化の実施は困難。オンライン化可能時期は、通信インフラ整備状況による。
基本測量による永久標識又は一時標識について異常発見通知	測量法第２１条第３項		実施方策検討	実施方策検討	実施方策提示	０	０		０		検討部会（仮称）を設置して、平成１４年度に検討
基本測量による永久標識又は一時標識の移転等の請求に対する意見の送付	測量法第２４条第１項		実施方策検討	実施方策検討	実施方策提示	０	０		０		検討部会（仮称）を設置して、平成１４年度に検討
公共測量による永久標識又は一時標識の移転等の請求に対する意見の送付	測量法第３９条（２４条第１項）		実施方策検討	実施方策検討	実施方策提示	０	０		０		検討部会（仮称）を設置して、平成１４年度に検討
所 管 手 続 数 合 計	219	年度別条件整備数	0	6	193	計 47	計 53		計 0		
				オンライン化条件整備数合計（計画期間中）	199						

- （注）
- 「根拠法令名・根拠規定」欄については、届出、報告等については、当該届出等の根拠法令名及び根拠規定を、許認可等については当該許認可等の根拠法令名及び根拠規定を記載し、様式等を定める手続規定は記載しない。根拠規定が政省令及び告示であるものについては、当該政省令等の根拠法律も＜ ＞内に記載する。
 - 「年度別条件整備数」欄には、実施方策の提示等による当該年度のオンライン化の条件整備手続数の合計を記載する。
「オンライン化条件整備数合計（計画期間中）」欄には、計画期間中（１５年度まで）のオンライン化の条件整備手続数の合計を記載する。
 - 見直し状況欄（「手続の見直し」「オンライン化前倒し等」）には、当該欄ごとに該当の有無（あり：１、なし：０）を記載するとともに、それぞれ見直しの内容を簡潔に記載する。
また、「手続の見直し」欄については、見直した事項数（例えば、２種類の証明書等について添付不要としたのであれば該当件数として２）を記載する。
「手続の見直し」の内容として、住民票の写し、戸籍謄抄本の省略については、住民基本台帳ネットワークシステム又は公的個人認証サービスの利用による代替の場合は、「住民票の省略（住基ネットにより代替）」「住民票の省略（個人認証により代替）」「戸籍抄本の省略（住基ネットにより代替）」等と記載する。
 - 備考欄には、以下について簡潔に記載する。
１５年度までにオンライン化条件整備が困難な手続についての困難な理由、１６年度以降のオンライン化条件整備の予定時期。
国民等からの申請はオンライン化するが、免許等の結果の通知はオンライン化困難な手続については、その理由。
民間の発行する証明書など添付書類の一部についてオンライン化できないものについては、その理由。
１２年度までに実施方策の提示等を行っている場合には、その時期。
実施方策の提示を行うものについて、その具体的な内容。
 - 「住民票の写し・戸籍謄抄本」欄には、現行の手続における添付書類として、住民票の写しを求めている場合には「１」と、戸籍謄抄本を求めている場合には「２」と記載する。
 - 「片道・往復」欄には、「手続名」欄記載のものについて、その一連の流れにおける申請等（行政機関等に対して行われる通知）と処分通知等（行政機関等が行う通知）の件数を記載してください。